

インターネット接続環境分離設計構築業務
に係る委託仕様書

新潟県長岡市総務部情報システム管理課

平成 28 年 4 月

目次

1 調達件名	1
2 概要	1
3 基本的な考え方	2
4 業務範囲について	2
5 スケジュールについて	3
6 契約期間	3
7 作業内容	3
8 納品物	7

1 調達件名

インターネット接続環境分離設計構築業務

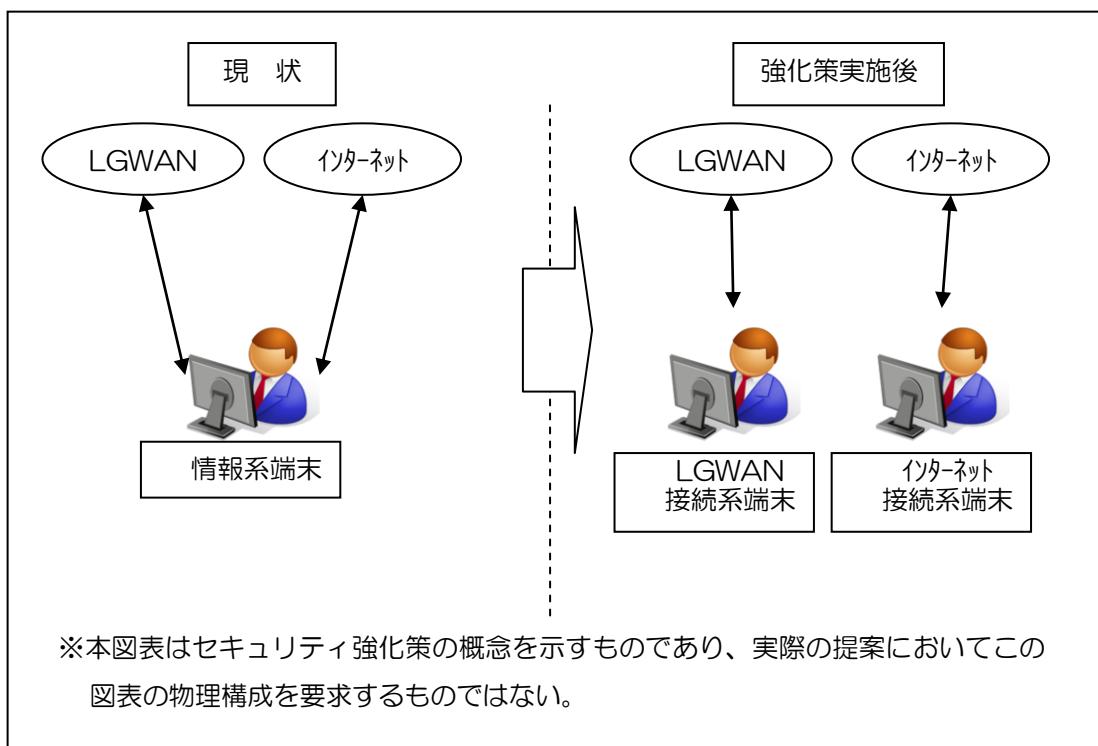
2 概要

標的型攻撃による公的機関等の個人情報大量漏えい事故の発生及び平成29年7月より開始される情報提供ネットワークを介した特定個人情報の地方自治体と国の機関との連携開始などを受け、各自治体での情報セキュリティの強靭化が喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、平成27年11月24日に総務省自治体情報セキュリティ対策検討チームより発表された「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて」において、ネットワークの強靭化案が提示されたところである。

この中では、個人番号利用端末、LGWAN接続系端末及びインターネット接続系端末のネットワークを分離する構成案が示されている。

長岡市（以下、「本市」という。）の庁内利用端末の一部は、LGWAN利用及びインターネット利用を兼用している「情報系端末」として利用しているが、前述のネットワークの強靭化案にならい、インターネットからの攻撃やコンピュータウイルスの感染リスクを分断するため、ネットワークの通信環境の分離を検討しており、その手法について本プロポーザルにより各事業者より提示された提案を元に実現を図る。



3 基本的な考え方

- (1) 事務スペースや今後の運用コスト等を考慮し、インターネット接続専用端末を物理的に増設する方法は除外し、アプリケーション仮想化（SBC 方式など）、デスクトップ仮想化（RDS 方式など）、端末仮想化（VDI 方式など）等の仮想化技術を用いて実現するものとする。
- (2) システム提供形態としてオンプレミス型若しくはプライベートクラウド型（閉域網を用いたクラウド型）又はこれら 2 つの形式を用いた方式（基本構成はプライベートクラウド型とするが、一部サーバについてオンプレミス型とするなど）の構成とする。

なお、オンプレミス型で設置する機器の設置については既に府内 LAN との通信網が整備されている本市が指定したデータセンター内のサーバラックに設置とすることとし、プライベートクラウド型によるサービスの提供する場合はサービス提供場所における物理的なセキュリティ、提供サービスの冗長性等について十分に考慮するものとする。

- (3) 仮想化するアプリケーション、デスクトップ環境及び端末等については、現行機器やソフトウェアとの連携、職員の IT に関する習熟状況を踏まえ、WindowsOS 及び WindowsOS 上で動作するソフトウェアを用いることとし、特にブラウザについては InternetExplorer11 での稼働を想定すること。
- (4) 本市ネットワークの概要及びインターネット接続環境分離のイメージについては別紙 1 「長岡市ネットワーク概略図」を参照すること。ただし、情報セキュリティ保護の観点から広く公開が望ましくない情報は省略している点に留意すること。

また、本図はオンプレミス型構成案としているが、本市の状況を踏まえ、コスト面、技術面、セキュリティ面、運用面等を十分配慮した上で、柔軟な発想での提案を求めるものである。

4 業務範囲について

- (1) 対象業務及び本案件の契約に含む費用について

本業務を遂行するため、以下の業務を行うことを基本とする。

- ア 各種設計業務に関する費用
- イ 物品調達支援作業（構築に必要なハードウェア、ソフトウェア、ライセンス等の選定及び入札仕様作成補助 等）に関する費用
- ウ 機器及びシステムの構築作業に関する費用
- エ 利用者教育支援対応に関する費用
- オ 運用者教育支援対応に関する費用

- カ 並行稼働開始直後及び本稼働開始直後のサポート
- キ 平成 28 年度分の運用サポート
- ク 平成 28 年度中のラック利用料及び回線利用料（必要となる場合）
- ケ 打合せ等に必要な交通費、宿泊費等
- コ 上記のほか、システムを構築し安定稼働させるために必要となる作業及びその関連費用

(2) 対象外業務及び本案件の契約に含まない費用について

以下の項目については本市側で実施及び調達するため、本案件の契約に含まれないものとする。

- ア 構築に必要なハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、保守パック等の物品に関する調達費用
(本市側で別途入札により調達した物品を引き渡すこととする。)
- イ 既設端末にエージェントソフト等の資産配布が必要な場合の作業費
(本市保有の資産管理ソフトを使用して配布する。ただし、その配布準備に係るサポート等は対象業務とする)
- ウ 既設ネットワーク機器、サーバ機器及び端末の設定変更作業費
(ただし、具体的な作業内容及び変更箇所等を記した設定変更指示書の作成は本案件に含むものとする。)

5 スケジュールについて

現在予定しているスケジュールについては、「インターネット接続環境分離設計構築業務簡易評価型プロポーザル実施要領」に添付の別紙2「スケジュール案」を参照のこと。

6 契約期間

契約締結日～平成 29 年 3 月 31 日

※ 次年度以降についてもサポート契約等の継続が必要となる場合は平成 29 年度予算にて別途契約するものとする。

7 作業内容

本業務の委託契約を締結した事業者は、以下の作業を実施すること。

(1) 各種設計作業

- ア インターネットの利用形態、庁内のネットワークの状況、既設の各種システム及びサーバの稼働形態、端末性能などを考慮し、利用者の視点のみならず、運用担当者の視点からも利便性や運用の容易性を極力損なうことな

く、費用対効果を最大化できるよう、最適なシステム構成を検討すること。なお、府内のユーザー数、端末等の基礎情報については別紙3「基礎情報一覧」を参照すること。

- イ 必要に応じて現地での調査や打合せを行い、設計に反映させること。
- ウ 本市ではIPS、サンドボックス、ゲートウェイ型ウイルス対策サーバ、出口対策システム、ウイルス対策ソフト（サーバ用、端末用）等を既に導入しているが、これらの機能を有効利用できるように設計すること。ただし、これらと同等のセキュリティレベルが担保できるシステム等を、別途新規に調達するシステム側、サービス側に機能移管することにより、運用面等も含めた全体的な費用対効果が認められる場合はこの限りではない。
- エ 設計した内容については必ず本市側の承認を得ること。

(2) 物品調達支援作業

本業務を完遂するにあたり、必要となる物品等については本市側で別途入札による調達を行うが、その入札準備行為に必要となる調達仕様書を作成するにあたり、情報提供や記載内容と調達予定物品の使用に齟齬がないかなどの確認を実施すること。

また、調達形態は5年間（平成28年8月1日～平成33年7月31日を予定）の長期継続契約（リース契約）となる点に留意すること。

(3) 機器及びシステムの構築作業

ア 機器設置ラック及び通信回線等の準備

(ア) オンプレミス型システム（全部又は一部）の場合

本市が指定するデータセンターにおけるラック利用準備及び当年度分（平成28年度）の利用契約を行うこと。（次年度分以降の利用契約については本市で行うこととする。）

(イ) プライベートクラウド型システム（全部又は一部）の場合

プライベートクラウドの利用準備を行うこと。なお、閉域網の回線が必要となる場合はその開通準備及び当年度分（平成28年度）の回線利用契約を行うこと。（次年度分以降の回線利用料については本市で支払うこととする）

イ 機器及びシステム設定作業

- (ア) 設計内容を元に、調達機器及びシステムの設定作業を実施すること。
- (イ) 現在稼働している機器及びシステムへの影響が及ばない範囲で設定作業を行うこと。なお、設定作業において、既設システムや既設ネット

ワークに何らかの影響が及ぶ可能性がある場合はあらかじめ本市と対応方針について協議すること。

ウ テスト稼働対応

- (ア) 一部端末においてテスト稼働を行うこと。なお、テスト稼働の規模等については事前に本市と協議を行う決定すること。
- (イ) テストが必要となる項目についてチェックシート形式で明示し、本市側に提示すること。
- (ウ) テスト稼働時に想定外の挙動を検知した際はその発生状況を確認し、システムの設定調整等を行うこと。

エ 既設機器の設定変更指示

既設ネットワーク機器、サーバ機器等において設定変更が必要となる場合、設定変更の具体的な指示を記載した指示書を作成すること。

(4) 利用者教育支援対応

利用者に対するシステムの概要説明会で用いる資料作成補助及び操作説明会等で用いる操作マニュアルの作成を行うこと。

(5) 運用担当者教育支援対応

ア 運用担当者が平常時の際に必要となるオペレーションマニュアルを作成すること。特に年度が切り替わる際に発生する大規模な人事異動の際に対応できるようにバッチファイルやツールの提供やそれに特化した手順書等が必要となる場合は提供すること。

イ 運用担当者が障害と思われる事象を検知した際の切り分け手順及び対応手順をまとめた障害時対応マニュアルを作成すること。

(6) 並行稼働開始直後及び本稼働開始直後のサポート

並行稼働及び本稼働の直後は、利用者より様々な問合せが寄せられることが想定されるため、安定稼働後のサポート体制時よりも細やかな対応が求められる。そのため、必要に応じて現地立会いも想定したサポート体制をとること。

(7) 当年度中の運用サポート

当年度中にシステムを運用する中でのサポートを以下の内容で行うこと。

- ・システムを運用している中で、設定の調整や不具合時の対応方法、その他問合せが発生した場合に調査及び回答を行うこと。
- ・対応方法については、メール、電話で受け付けること。
- ・受付時間はメールでの受け付けは 24 時間 365 日、電話での受け付けは開庁日の 8:30～17:15 とすること。ただし、全庁的にシステムが全く利用できないなどの大規模な障害が発生した場合には上記の限りではなく電話等での問合せに適宜対応すること。

8 納品物

以下に示す現時点で必須と想定する納品物を納品すること。各ドキュメントの記載事項や納入期限等については、本市の承認を得ること。

すべてドキュメントを紙に出力したもの及びデータファイルを格納した電子媒体（DVD-Rなど）を各2部、本市に納品すること。

作業内容	納品物	備考
導入作業	プロジェクト計画書	
	実施スケジュール表	
	プロジェクト進捗管理表	
	基本設計書	ネットワーク構成図、ハードウェア構成図、ラック搭載図、物理配線図、論理配線図、ソフトウェア構成図等を含むこと。
	詳細設計書	各サーバ、ソフトウェア、システムの設定情報を含むこと
	テスト計画書	
各種テスト	テスト実施結果報告書	
	操作マニュアル	利用者及び運用担当者がシステムを利用する手順書を画面の画像等を用いて作成すること。
	運用保守マニュアル	運用担当者が平時の運用としてオペレーションが必要となる作業をまとめた資料を作成すること。
利用者教育	障害時対応マニュアル	運用担当者が障害と思われる事象が発生した場合に事象の切り分けや復旧方法などの実施すべきオペレーションをまとめた資料を作成すること。
	会議議事録	本市が指示する形式で、必要部数を納品すること。
共通		